

## (様式 1-3)

福島県(南相馬市)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票  
令和6年4月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	203	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (水利施設整備事業) 南幹線地区 (基金型)	事業番号	(5)-40-94
交付団体		福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)	
総交付対象事業費		(151,000) 251,000 (千円)	全体事業費	(265,300) 291,600 (千円)	

**帰還・移住等環境整備に関する目標**

避難指示区域のある南相馬市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業施設並びに農用地の保全管理が行われ、水稻を中心とした営農活動の一端を担ってきた。

しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が進んでいる。

施設の劣化により、水利機能及び社会的機能が著しく低下し、農地や人命に係る被害が発生するおそれがあることや機能低下により、震災前のような農業用水量の安定的な供給が困難となっている。

よって、本事業を導入することにより、用水施設の更新を行い用水の安定供給を図り、被災農家を含めた地域住民の帰還促進や担い手農家の農地利用集積を図り、農村地域の再生加速を目指すものである。

**事業概要**

本施設は、現在復興復旧中の農地整備事業（原町南部地区、鶴谷地区）等の重要な用水源であり、受益地においては、担い手農家をはじめ多くの農家の営農再開意欲が強く、農地整備事業において、ほ場の大区画化による農業生産性の向上、農作業の協業化、担い手農家の農地集積を促進していることから、本施設の更新による用水の安定供給が可能となり、地域の復興再生に資することを目的とする。

水路補修工 L=4.4km 南幹線（みなみかんせん）地区

**【申請にかかる事業概要】**

第46回申請については、水路補修工（L=2.4km）、設計業務、用地補償を実施する。

**【南相馬市復興計画】**

主要施策3（経済復興）－基本施策3-1（産業の再生）－主な方策（農林水産業への支援）

被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。

**【福島県復興計画】**

6 農林水産業再生プロジェクト－農業の再生－④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進－②農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備

(工期延長) (令和6年1月10日)

令和4年度に入札不調が生じ、また、工事の際に必要となる用地の借地について、地権者との調整に不測の日数を要したため、工期を令和7年度まで延期。

**当面の事業概要**

<令和3年度>

設計業務

<令和4年度>

<令和5年度>

水路補修工（L=0.7km）

<令和6年度>

水路補修工（L=2.4km）、設計業務、用地補償

<令和7年度>

水路補修工 (L=1.3km)

地域の帰還・移住等環境整備との関係

農用地及び農業施設の維持管理が不可能なり、施設の劣化や機能低下が顕著であるため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入により農業生産基盤の整備を行う必要がある。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

